

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み状況

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

平成27年度事業方針は、課題解決型金融への取り組みを強化し、地域再生・活性化へ貢献する態勢の構築を図ることとしております。地域基盤の変化や特性を見極め、営業力、コンサルティング機能を発揮し、お客様ニーズに応える提案型営業により、お客様満足度の向上を図ってまいります。金融円滑化の対応についても継続的に取り組み、中小企業の経営支援を積極的に行っていく方針としております。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

本部に法人営業部・新分野推進室・企業支援部を設置、営業店には事業支援担当者を配置し、本部と営業店が連携してお客様の経営を支援する態勢を整備しております。

中小企業・小規模事業者の支援制度として設置された「宮城県よろず支援拠点」を積極的に活用し課題解決に取り組んでいます。また、中小企業経営強化法に基づく認定支援機関としての役割を果たすため、中小企業・小規模事業者ビジネス創造支援事業である「みやぎ地域産業支援プラットフォーム」へ加入するなど、支援態勢を強化しております。

「宮城県よろず支援拠点」

経済産業省が全国に設置した、中小企業・小規模事業者を支援する制度です。各企業が抱える経営上の様々な課題について、コーディネーターがアドバイスをを行い、また、専門機関・専門家との連携により課題解決を図るものです。

「みやぎ地域産業支援プラットフォーム」

中小企業・小規模事業者に対して、専門家を派遣する事業であり、支援ポータルサイト「ミラサポ」を活用して行うものです。中小企業が自助努力では解決出来ない高度・専門的な経営課題の解決を支援するため、当金庫を介して専門家等を派遣して、課題解決を図るものです。

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

創業・新規事業開拓の支援

○創業補助金・ものづくり補助金の活用

当金庫は、中小企業庁が行う創業補助金事業やものづくり補助金事業に対して、認定支援機関として創業者や新事業に対する補助金の活用、事業計画の実効性等のコンサルティング機能を発揮しております。

成長段階における支援

○ABLへの取り組み状況

当金庫は東日本大震災以前から、金融円滑化の観点から、売掛債権や機械設備等の動産を担保とした融資(ABL)による、お客様の資金調達手段の拡充に積極的に取り組んでまいりました。動産評価アドバイザー資格を取得している職員もあり、今後も新たな資金調達的手段として積極的に取り組んでまいります。

ABLの取扱実績

取扱実績		うち震災以降
件数	11件	8件
金額	817百万円	674百万円

(注)取扱実績は、平成27年3月末までの累計

○販路拡大に向けた取り組み

- ・「ビジネスマッチ東北2014」へ16社のお客様が出展し商談を行うとともに、「ビジネスマッチ東北ハンズオン支援事業」募集による販路支援を行いました。
- ・城南信用金庫主催「日本を明るく元気にする“2014よい仕事おこし”フェア」に3社の企業が出展し、特産物の販売、商談が実施されました。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

○経営改善・事業再生への支援

当金庫では、中小企業のみならずの経営支援態勢を整備し、経営改善・事業再生のコンサルティング能力向上を図るため「経営改善支援実務研修」を実施したほか、営業店と連携しお客様の課題解決のお手伝いしております。

また、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、信金中央金庫等の外部機関とも連携して、事業再生支援を下記のとおり実施しております。

実施先数(27年3月末)

連携先等	先数
中小企業再生支援協議会	4先
地域経済活性化支援機構	1先
みやぎ産業復興機構	31先
東日本大震災事業者再生支援機構	39先
事業再生ファンド(信金中央金庫絆ファンド)	9先
創業・育成&成長ファンド(信金中金翼ファンド)	1先
事業再生ファンド(東北共益投資基金)	1先
DDS(借入金の資本的劣後ローン)	1先

当金庫では上記のほか、自ら経営改善計画を策定することが困難な方に対しても、経営改善計画策定支援等を積極的にいき、経営改善のお手伝いを実施しております。

地域の活性化に関する取り組み状況

○復興大学ICTオープンカレッジの開催

石巻地域の被災した企業、団体の活動再開に必要な支援、サービス、問題解決をするため、復興大学の事業として、「地域復興支援ワンストップサービス」を当金庫と石巻専修大学が支援活動を行っています。活動の一つとして、就労者支援、中小企業の再生支援を目的としてパソコン技術講習会を実施しております。

○地域食材をテーマとした商品開発・販路開拓研修会の開催

産・学・官・金連携による、石巻地域の農林水産業並びに食産業に関わる企業と連携し、商品開発や付加価値の高い商品、サービスの創出を目的として開催し、講演・ワークショップ・交流会を実施いたしました。

※地域貢献への取り組みに関するページも合わせてご参照ください。

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

ガイドラインの目的

中小企業の経営者による個人保証には、企業の活力を阻害する面があります。経営者保証に関するガイドラインは、そのような経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続かつ良好な信頼関係を構築・強化するとともに、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

ガイドラインへの対応

日本商工会議所と全国銀行協会を協同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫も「経営者保証に関するガイドラインマニュアル」を策定し、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインを適用して運用しております。